



勤労者住宅資金利子補給のご案内

勤労者の住宅建設の促進と福祉の向上を図るため、生活の場とするための住宅を建設した資金に対する利子補給を実施しています。

制度に関する詳細は、町ホームページをご確認いただくか担当部署までお問合せください。

対象者	<p>下記の条件をすべて満たす方（共有住宅にあっては代表者1人の申請となります。）</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 給与所得者(被雇用者)<input type="checkbox"/> 金融機関から資金を借入れ、吉岡町内に<u>専用住宅</u>を新築または新築の専用住宅を購入した方 <p>(注)専用住宅とは、居住の目的のためだけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用される部分がない住宅のことを言います。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 当該住宅に住民登録(住民票)があり居住している方<input type="checkbox"/> 町税の滞納がない方
及び対象期間 利子補給の金額	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 利子補給の金額は、金融機関から住宅取得分として借入れた資金(上限1千万円)に対して、<u>申請者の借入利率</u>(上限年利1.0%)で計算した額です。<input type="checkbox"/> 利子補給金の交付対象期間は、借入金の元金を初めて返済する月を含めて12か月以内です。
申請方法	<p>吉岡町勤労者住宅資金利子補給金交付申請書に必要事項を記入し、添付書類をすべて添えて、吉岡町役場産業観光課産業振興室へ提出してください。</p> <p>※郵送では受付けておりません。</p>
申請の時期	<p>住宅資金の返済開始から<u>1年間</u>が経過した後、最初に到来する1月に限ります。</p> <p>※1年間とは、借入金の元金を初めて返済する月を1か月目として12か月目までの期間です。</p> <p>【例】令和5年3月から元金の返済を開始した場合 →令和6年2月までの12か月分の利子を、令和7年1月に申請します。</p> <p><u>申請時期を過ぎた場合は受け付けておりませんので、申請忘れにご注意ください。</u></p>
町公式ページの案内	<p>吉岡町公式ホームページ ⇒ くらしの情報 ⇒ 住宅・建築 ⇒ 住まい ⇒ 「勤労者住宅資金利子補給」</p> <p>スマートフォンの方は こちらを読み取ると 該当ページをご確認いただけます。</p>  

【お問合せ先】

吉岡町役場 産業観光課 産業振興室

電話 0279-54-3111(内線162)

午前8時30分～午後5時15分

(12/29～1/3 及び土・日・祝日は除きます)